

諮問第 3 号

生活保護費返還金督促処分に対する審査請求について

生活保護費返還金督促処分に対し、次のとおり行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定により諮問する。

平成 29 年 9 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

記

1 審査請求人及び審査請求の年月日

審査請求人 足立区梅島在住者

審査請求年月日 平成 29 年 3 月 29 日

2 審査請求の趣旨

足立区長が平成 29 年 1 月 23 日付で審査請求人に対してした生活保護費返還金督促処分の取消しを求める。

3 審査請求の理由

別紙 1 審査請求の理由に記載のとおり

4 審理員意見書の写し

別紙 2 のとおり（添付資料については省略）

審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）は、以下の事実により、生活保護費返還金督促処分（以下「本件処分」という。）を違法・不当なものと主張する。

- 1 本件処分は、足立福祉事務所長が請求人に対し行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）を前提として行われた処分である。
- 2 本件費用返還決定処分は、等級2級の精神障害者保健福祉手帳を有し、障害者加算が計上された生活保護費を受給していた請求人について、当該加算の認定誤りによる生活保護費の過払いが生じたことにより、なされたものである。

しかし、請求人は、同手帳を足立福祉事務所に提示するとともに、処分に至るまでの間、担当ケースワーカーに自身の障害者加算額に誤りがないことを複数回確認しており、請求人自身に落ち度はないことから、本件費用返還決定処分に基づく返還金について、請求人に返還する義務はない。

- 3 したがって、本件費用返還決定処分に基づく返還金について、請求人に返還義務があることを前提にしてなされた本件処分は違法・不当である。

審理員意見書

平成29年7月14日

(審査庁) 足立区長

審理員 新井 康浩



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人■■■■（以下「審査請求人」という。）が平成29年3月29日に提起した処分庁足立区長（担当部署 足立区足立福祉事務所中部第二福祉課）がした平成29年1月23日付でした督促処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求の裁決に関する意見を提出する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、足立区足立福祉事務所において生活保護を受給していた。担当所管は足立区足立福祉事務所中部第二福祉課（以下「中部第二福祉課」という。中部第二福祉課の事務は平成26年3月31日までは足立区中部福祉事務所が設置され、同事務所の事務として処理されていた。足立区中部福祉事務所は、同年4月1日から足立区が設置していたその他の福祉事務所とともに足立区足立福祉事務所に統合され、中部第二福祉課は足立区足立福祉事務所に属する組織とされ、足立区中部福祉事務所の事務の一部を引き継いだものである。）であった。足立区足立福祉事務所長は、同人に対して、平成26年10月1日から障害者加算26,750円を生活保護費の一部として支給した。
- 2 平成28年11月17日、足立区足立福祉事務所長は、平成26年10月分から平成28年7月分の合計22月分の障害者加算の認定を誤っていたために当該22月に渡り生活保護費を誤って本来支給すべき額より多額の金額を支給したものとして、平成26年10月分から平成28年7月分までの本来支給すべき額より多額に支給した金額の合計額194,060円の返還を生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に基づき決定し、同日付で「生活保護法第63条の規定による返還金について」によって通知した（審査請求書添付資料A参照）。足立区足立福祉事務所長は、同通知において、返還期限を平成28年12月7日と定めていた。
- 3 上記2で決定した生活保護法第63条に基づく194,060円の返還金は、本件審査請求時点において納付されておらず、返還期限までに納付されていない（審査請求書、平成29年4月24日付行政不服審査法第23条に基づく補正命令に対する回

答書及び弁明書参照)。そのため、足立区長は平成29年1月23日付で督促状を送付し、本件処分を行った(審査請求書添付資料a参照)。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、第1事案の概要の第2項に記載した足立区足立福祉事務所長が生活保護法第63条に基づき決定した194,060円の返還金について、返還義務を認めていない。また、支払う経済的余裕はない旨主張している。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に基づき本件処分をしたものである。同項は普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めており、返還金が納期限までに納付されなかったため督促状を発したものである。
- (2) 請求人は返還する義務はない旨主張しているが、生活保護法第63条に基づく返還決定処分は有効に存在しているから、審査請求人は返還義務を負っている。

第3 理由

1 法令の定め

(1) 生活保護法の定め

本件処分は生活保護法第63条に基づく返還債務の履行がなされなかったことから、督促状を送付し、督促処分を行ったものである。

生活保護法第63条は被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護を要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めている。

この保護の実施機関については、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、生活保護法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている(生活保護法第19条第1項)。また、福祉事務所は、都道府県及び市(特別区を含む。)が条例で設置しなければならないものとされている(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項)。

そして、生活保護法第19条第4項は同条第1項から第3項までの規定により保護を行うべき者を保護の実施機関とし、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができると定めている。

上記各規定中、市に関する規定は、東京都の特別区についても適用されている(地方自治法第281条第2項、第283条第2項)。

(2) 足立区における生活保護に係る定め

足立区においては、足立区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年足立区条例第1号）第3条により足立区足立福祉事務所が設置されている。また、足立区長は生活保護法施行細則（昭和40年足立区規則第8号）を定め、同規則第1条に委任の規定を定め、委任する事務を定めている。同規則第1条によれば、生活保護法第63条に係る事務は足立区足立福祉事務所長の事務とされている。

(3) 本件処分の対象たる返還債務の成立について

本件処分の対象となっている返還債務は、上記の(1)及び(2)に記載した各規定に基づき足立区足立福祉事務所長が足立区に返還すべきものと決定したものである。すなわち、足立区の歳入とされるべきものである。

2 本件処分について

地方自治法第231条の3第1項は、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めており、同法第283条第1項は、同法第2編中市に関する規定は、特別区にこれを適用すると定めている。

本件処分は、本件処分の対象となった返還債務が生活保護法第63条により足立区の歳入として納付されるべきものであり、これが納期限までに納付されないことから、納付を督促するためになされた督促処分であり、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分の対象たる返還債務について返還義務を認めていない。これは、本件処分的前提である生活保護法第63条による返還債務の存在を認めず、同条に基づく返還決定処分を争うものである。しかし、生活保護法第63条に基づく返還決定処分と本件処分は、その要件も効果も異なるものであるので、本件処分の違法又は不当を基礎づけるものとして、前提たる生活保護法第63条に基づく返還決定処分について主張することはできない。

また、審査請求人に返還債務を支払う経済的余裕があるか否かは本件処分の成否には影響しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。